

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、平成 27 年国勢調査の概要「調査の対象」を参照されたい。

年齢

年齢は、平成 27 年 9 月 30 日現在による、満年齢である。なお、平成 27 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

（年齢「不詳」を除く。）

平均年齢

※平均年齢に 0.5 を加える理由

9 月 30 日現在で X 歳と 0 日の人も、X 歳と 364 日の人も同じ X 歳として集計している。そこで、平均年齢を算出する際、X 歳と 0 日から 364 日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5 歳）を加える。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚—まだ結婚をしたことのない者

有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者

死別—妻又は夫と死別して独身の者

離別—妻又は夫と離別して独身の者

国籍

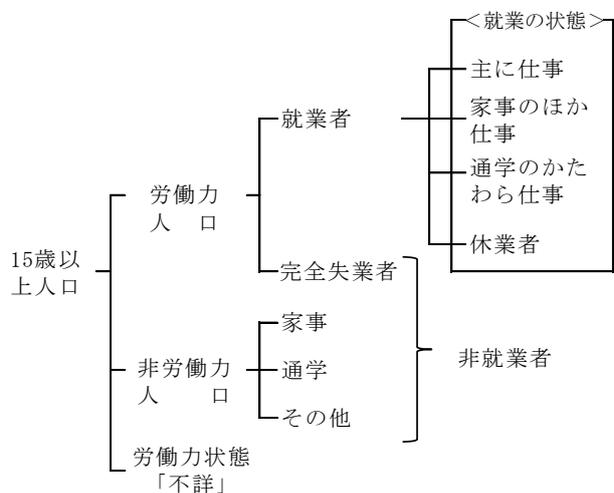
国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の国籍を持つ人—「日本」
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

労働力状態

平成 27 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口—就業者及び完全失業者

就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事—主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事—主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事—主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者—①勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

②事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

完全失業者—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事—自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学—主に通学していた場合

その他—上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

労働力率

労働力率とは、15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいう。

$$\text{労働力率 (\%)} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口 (労働力状態「不詳」を除く。)}} \times 100$$

従業上の地位

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものである。

雇用者—会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員—勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員—労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他—就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で

呼ばれている人

役員—会社の社長・取締役・監査役，団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで，雇人がいる人

雇人のない業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで，個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者—農家や個人商店などで，農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者—家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

第1次産業	{	A 農業, 林業
		B 漁業
第2次産業	{	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業
		D 建設業
		E 製造業
第3次産業	{	F 電気・ガス・熱供給・水道業
		G 情報通信業
		H 運輸業, 郵便業
		I 卸売業, 小売業
		J 金融業, 保険業
		K 不動産業, 物品賃貸業
		L 学術研究, 専門・技術サービス業
		M 宿泊業, 飲食サービス業
		N 生活関連サービス業, 娯楽業
		O 教育, 学習支援業
		P 医療, 福祉
		Q 複合サービス事業
		R サービス業 (他に分類されないもの)
		S 公務 (他に分類されるものを除く)
		T 分類不能の産業

「T分類不能の産業」については，上記3部門には含まない。

産業

就業者について，調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については，その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）によって分類した。

なお，仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は，その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は，派遣元の事業所の主な事業の種類によって分類している。

国勢調査に用いた産業分類は，日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので，20項目の大分類，82項目の中分類，253項目の小分類から成っている。

なお，本報告書の産業（3部門）の区分は，大分類を次のように集約したものである。

職業

就業者について，調査週間中，その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類した（調査期間中「仕事を休んでいた人」については，その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

なお，従事した仕事二つ以上ある場合は，その人が主に従事した仕事の種類による。

国勢調査に用いた職業分類は，日本標準職業分類を基準としており，12項目の大分類，57項目の中分類，232項目の小分類から成っている。

世帯の種類

国勢調査では世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

一般世帯とは，次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし，これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については，人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

(2) 上記の世帯と住居を共にして，別に生計を

維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、
独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごとで、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒－学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者－病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者－老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者－自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者－刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他一定まった住居を持たない単身者や、陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいう。

- A 親族のみの世帯**－二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
- B 非親族を含む世帯**－二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯－世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係により、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- ① 夫婦と夫の親から成る世帯
- ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
- ① 夫婦と夫の親から成る世帯
- ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
- ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
- ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯
- ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
- ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
- ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯